

令和5年度森林・山村多面的機能発揮対策交付金の概算払いについて

(一財) 都市農山漁村交流活性化機構
森林・山村多面的機能発揮対策事務局

1 概算払い（前払い）、精算払い（後払い）、返納

- ・概算払い（前払い）は、採択後に請求できます。次表に請求できる時期と額をお示しします。審査結果の内報を受けただけでは概算払いを請求できません。内報から採択まで概ね1か月を要します。採択が遅れた場合等は請求できない場合がありますので予めご容赦ください。
- ・実際に受け取れる交付金の額は、皆さんから提出される実施状況報告書の内容を確認し、採択額と活動に要した交付対象経費の額を比較して、いずれか少ない額で確定されます。
- ・確定額が既受領額を上回った時は、差額を精算払い（後払い）致します。
- ・確定額が既未受領額を下回った時は、差額を返納していただきます。その際の振込手数料は、組織側にてご負担いただきます。

項目	請求できる組織	請求期限	支払(返納)時期	請求できる額等
概算払い (1回目)	7月31日までに採択された組織	7月29日	8月頃	9月末日までの予定出来高
概算払い (2回目)	10月31日までに採択された組織	10月31日	11月頃	12月末日までの予定出来高－既受領額
概算払い (3回目)	12月31日までに採択された組織	1月10日	2月頃	2月末日までの予定出来高－既受領額
精算払い	実施状況報告書の提出時に未受領額がある組織	実施状況報告書と同じ日	実施状況の確認後、3月末日まで	確定した交付金額－既受領額
返納	実施状況報告書の提出時に返納額がある組織	機構からの請求に基づき、3月末日までに返納して下さい。		返納額＝既受領額－確定した交付金額

2 採択時期別の概算払いの例

(例1) 7月31日までに採択された組織

	資機材	日当	その他	合計	請求期限	支払時期
今年度の予算額	5万円	15万円	5万円	25万円		
7～9月の予定出来高	5万円	5万円	5万円	15万円	7月29日	8月頃
10～12月の予定出来高		5万円		5万円	10月31日	11月頃
1～2月の予定出来高		5万円		5万円	1月10日	2月頃

(例2) 10月31日までに採択された組織

	資機材	日当	その他	合計	請求期限	支払時期
今年度の予算額	5万円	15万円	5万円	25万円		
7～12月の予定出来高	5万円	8万円	5万円	18万円	10月31日	11月頃
1～2月の予定出来高		7万円		7万円	1月10日	2月頃

(例3) 12月31日までに採択された組織

	資機材	日当	その他	合計	請求期限	支払時期
今年度の予算額	5万円	15万円	5万円	25万円		
7～2月の予定出来高	5万円	15万円	5万円	25万円	1月10日	2月頃

3 精算払いと返納の例

(例1) 全額を概算払いで受取り、全額が交付対象経費として認められた場合

採択額	2月末時点の概算払いの合計額	確定額	精算払い	返納
25万円	25万円	25万円	0円	0円

(例2) 一部を概算払いで受取り、全額が交付対象経費として認められた場合

採択額	2月末時点の概算払いの合計額	確定額	精算払い	返納
25万円	20万円	25万円	5万円	0円

(例3) 確定額が既受領額を下回った場合

差額を返納して下さい。振込手数料は活動組織にてご負担いただきます。

採択額	2月末時点の概算払いの合計額	確定額	精算払い	返納
25万円	20万円	15万円	0円	5万円

(例4) 全額を精算払いとする場合

採択額	2月末時点の概算払いの合計額	確定額	精算払い	返納
25万円	0万円	25万円	25万円	0円

4 提出いただく書類

1の請求期限までに、次の書類をメール添付又はファックスで事務局へお送り下さい。

- ①通帳の写し（最初の請求時のみ提出。次回以降、同じ口座を使用する場合は省略。）
- ②交付金交付申請書（様式⑬。押印省略。）

5 通帳の写しについて


- ・1年目の活動組織は、採択通知書を受け取った後、速やかに交付金専用の銀行口座（無利息型普通預金（決済用預金））を開設して下さい。
- ・通帳のコピーが必要な箇所は、「表紙」と「最初のページの見開き箇所」です。

(通帳の表紙)

店番	口座番号	
999	99999999	〇〇の森保全の会 様
		無利息型
まちむら銀行		普通預金通帳

(最初のページの見開き箇所の写し)

おなまえ マルマルノモリホゼンノカイ ダイヒョウ マチムラサトコ 様
発行日 27-06-01 店番 999 科目 普通 口座番号 99999999
まちむら銀行 神田支店 TEL03-9999-9999



6 注意点

(1) 交付金の対象とならない活動や用途には使わないように注意して下さい。

交付金の対象として認められない経費があり、確定額が既受領額を下回った場合は、返納が求められます。このため、とくに次のことにご注意下さい。

- ① 田畑の耕作、畦畔・農道・広場の草刈、小川やため池の掃除等、森林整備以外の活動は対象外です。
- ② 森林整備に要する人件費、保険料、資機材及び採択申請に係るチェックリストの「5 交付金の使途」に記載した使途以外に交付金を使う場合は、交付金の対象になるかどうか予め機構に相談して下さい。
- ③ 資機材と一緒に消耗品を購入する場合、消耗品費が資機材費の中に混じらないように注意して下さい。

(2) 人件費の単価

- ・ 次の額を超える単価を設定する場合は、予め関係資料をご提出いただきますので、必ず機構へご相談下さい。
 - ① 森林整備など屋外で作業を行う場合は、半日 3,000 円、1 日 5,000 円。
 - ② 活動記録の作成等、屋内で作業を行う場合は、半日 2,000 円、1 日 3,000 円。
- ・ 活動組織が雇用する者に賃金を払う場合も、必ず事前に機構へご相談下さい。
- ・ 人件費の単価は原則として 3 年間とも同じ額にして下さい。単価を変更したい場合は予め事務局へご相談下さい。
- ・ 日当は「1 日当たりの決まった手当」なので、基本的には時間に応じて額が変化しないものと考えて下さい。

交付金交付申請書（概算払い）の記載例

組織として文書番号を管理している場合は記載。その他の場合は削除。

(様式⑬)

・変更申請をした場合は、この部分を「令和●●年●●月●●日付け●●交流第●●号にて変更承認通知のあった」に置き換える。

番 号
令和●●年●●月●●日

一般財団法人都市農山漁村交流活性化機構理事長 殿

活動組織の名称	〇〇の森保全の会
代表者の職名・氏名	代表 町村 里子

令和●●年●●月●●日付け●●交流第●●号にて採択通知のあった森林・山村多面的機能発揮対策交付金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

交付申請額	項目	金額
	採択決定額 ①	250,000円
	既交付額 ②	0円
	今回申請額 ③	150,000円
	採択決定額（年間交付額）との差額 ④=①-②-③	100,000円

交付金振込口座	金融機関（ゆうちょ銀行以外）													
	金融機関名										支店名			
	まちむら				農業協同組合 銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 信連 農林中金						神田支店			
	預金種別 (該当のものにレ印をつけて下さい)						<input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 別段 <input type="checkbox"/> 通知							
	口座番号						9	9	9	9	9	9	9	9
	《ゆうちょ銀行の方はこちらに記入して下さい。》													
	ゆうちょ銀行													
記号 (6ケタ目がある場合は※部分に記入)						番号 (右づめで記入)								
9	9	9	9	9	※	9	9	9	9	9	9	9	9	

口座名義	フリガナ	マルマルノモリホゼンノカイ											
	口座名義	〇〇の森保全の会											
	住所	(〒101-0042) 東京 都 道 千代田 市 区 府 県 町 村 神田東松下町45 神田金子ビル5F											

(注) 初めて申請する場合のみ、交付金の振込口座の通帳の写し（口座番号、口座名義が分かる箇所。具体的には、表紙及び表紙をめくった最初のページの見開き。）を添付して下さい。